



令和8年5月28日

朝来市長 藤岡 勇 様

朝来市国民健康保険運営協議会
会長 北垣 利 晃



令和8年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について（答申）

令和8年5月28日付諮問第7号をもって諮問のあった標記の件について、同日、運営協議会を開催し、審議の結果、次のとおり結論をみたので答申します。

記

1 結論

令和8年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について

朝来市国民健康保険税の賦課割合は、基礎課税額（医療給付費）分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援納付金分、介護納付金分ともに次のとおりとする。

応能割	応益割	
48.4%	51.6%	
所得割総額	均等割総額	平等割総額
48.4%	34.9%	16.7%

2 答申に当たって

今回諮問された事項について、事務局から資料提出を求め、慎重審議を行った。上記賦課割合について、条例規定上の表記とすると次のとおりとなる。

基礎課税額（医療給付費）分

	現 行	改 定 後
所得割	6.9%	6.2%
均等割	26,400円	26,800円
平等割	19,300円	18,600円
賦課限度額	66万円	67万円

後期高齢者支援金分

	現 行	改 定 後
所得割	2.8%	2.5%
均等割	10,700円	11,000円
平等割	7,800円	7,600円
賦課限度額	26万円	26万円

子ども・子育て支援納付金分

	現 行	改 定 後
所得割		0.3%
均等割		1,294円
平等割		800円
賦課限度額		3万円

介護納付金分

	現 行	改 定 後
所得割	2.3%	2.2%
均等割	12,000円	12,400円
平等割	6,900円	6,900円
賦課限度額	17万円	17万円

令和8年2月3日開催の第49回朝来市国民健康保険運営協議会において、県へ納付する国保事業費納付金を確保するための国民健康保険税一人当たり賦課額について、国保財政調整基金を61,300,000円繰り入れるとしたうえで、基礎課税額（医療給付費）分を60,800円、後期高齢者支援金分を25,000円、子ども・子育て支援納付金分を2,900円及び介護納付金分を28,700円とし、いずれも前年度より引き上げすることが適当と答申したところである。

令和8年度賦課に向けての被保険者数及び所得割課税標準額等各種の数値が出揃ったうえで当局から示された賦課割合（税率）については、健全な国民健康保険財政の運営に必要な財源が確保されており、かつ、税の安定性、公平性にも十分な配慮がうかがえることから、前回の答申に沿ったものと認め、「了承すべきもの」と結論づける。

なお、朝来市国民健康保険事業の将来にわたる安定的な運営のため、次の意見を付記するので参考とされたい。

<附帯意見>

(1) 国民健康保険財政の安定化と財政調整基金について

令和7年度決算見込みの状況をみると、歳入歳出差引で20,000,000円余りの黒字となっている。そのうち、令和8年度における前年度精算（超過交付となった保険給付費等交付金等）に伴う返還分を差し引いても11,000,000円を決算剰余金として財政調整基金に積み立てることが可能となり、決算時における基金残高は250,982,692円となり、安定的必要額が確保できていると考えられる。

一方で、被保険者の保険税の上昇を抑えるため、収納率を上げ保険税収入を確保するとともに、医療費適正化のため、中長期的な医療費の推移等をコロナ禍の影響などを勘案しながら検証し、健康の保持・増進を図るための継続的な取組が必要となる。

このようなことから、健幸づくり推進課や高年福祉課はもちろんのこと、市内関係団体との連携を密にし、効率的及び効果的な保健事業やフレイル予防事業を実施するなどして被保険者の健康寿命の延伸に継続的に取り組まれない。

(2) 収納率向上について

保険税収納率は、令和7年度現年度課税分において95.16%と、令和6年度の95.92%に比べて、0.76%下がっている。また、令和5年度ベースの比較においても0.53%下がっている。引き続き収納率向上に努められたい。収納率の向上は、保険税負担の公平性を保つ上で極めて重要であるから、今後もより一層の努力を期待したい。

(3) 保険料水準の統一に向けて

令和12年度の保険料水準の完全統一に向け被保険者への十分な周知に努められるとともに、財政調整基金を活用し被保険者の負担感とならないよう調整されたい。